## 災害時要援護者の避難支援—個人情報のより実践的な収集・共 有を目指して

Evacuation Support for Vulnerable People to Disasters—For the More Practical Collecting and Sharing of Personal Information.

山崎栄一1, 立木茂雄2, 林春男3, 田村圭子4, 原田賢治5

## Eiichi YAMASAKI<sup>1</sup>, Shigeo TATSUKI<sup>2</sup>, Haruo HAYASHI<sup>3</sup>, Keiko TAMURA<sup>4</sup> and Kenji HARADA<sup>5</sup>

 大分大学教育福祉科学部 Faculty of Education & Welfare Science, Oita University
 同志社大学社会学部 Department of Sociology, Doshisha University
 京都大学防災センター Disaster Prevention Research Institute, Kyoto University
 新潟大学災害復興センター Research Center for Natural Hazards and Disaster Recovery, Ni

Research Center for Natural Hazards and Disaster Recovery, Niigata University

5人と防災未来センター

Disaster Reduction and Human Renovation Institute

To establish the evacuation support system for vulnerable people to disasters, some efforts about collecting and sharing personal information are attempted. However, these efforts don't always produce good results. By the analysis of collection and sharing personal information process on vulnerable people to disasters, people in communities feel the necessities of collection and sharing. At the some time, they have serious concerns about protection of personal information. In this paper, the discussion on the evacuation support for vulnerable people to disasters is reconstructed from the point of local community. And this paper proposes the practical ways about collecting and sharing personal information of vulnerable people to disasters.

Key Words: vulnerable people to disasters, evacuation support, protection for personal information, public policy

## 1. はじめに

前稿<sup>1)</sup>においては、災害時要援護者(以下,「要援護 者」と略す)の避難支援のあり方について,法制度の包 括的・システム的な把握に力点を置き,自治体の実施機 関である市町村の視点を中心に据えた論述を行った.し かしながら,自治体職員とのワークショップや地域にお けるインタビューを経ていくうちに,地域における避難 支援の実態・悩みを解明する必要性を感じた.

本稿においては,第一に,これまでに展開された要援 護者の避難支援をめぐる動きや国民生活審議会における 議事ならびに個人情報保護に関する論文・文献を整理し て,それをもとに議論の再構成を図っていくことにする 〔以下に述べる2.~4.〕.第二に,要援護者の避難 支援を試みるにあたって,現場(特に地域)レベルで起 こりうる悩みを抽出し,それらの悩みに対して法政策学 的な視点から,実践的な解決の選択肢を提示していきた い〔以下に述べる5.~8.〕.

## 2. 要援護者の個人情報保護をめぐる状況

#### (1) ガイドラインならびに解説用テキストの作成

まず,要援護者の避難支援をめぐる状況についてガイ ドラインを中心に説明しておきたい.2004 年度の風水害 を契機に,内閣府は2004 年 10 月に「集中豪雨時等にお ける伝達情報および高齢者等の避難支援に関する検討 会」を設置し,2005 年 3 月に『災害時要援護者の避難支 援ガイドライン』<sup>2)</sup>(以下,「旧ガイドライン」と略す) をとりまとめた.旧ガイドラインに加え,さらなる要援 護者の支援体制の整備を図るべく,2005 年 9 月に「災害 時要援護者の避難対策に関する検討会」が設置され,2006 年 3 月には旧ガイドラインの改訂<sup>3)</sup>(改訂後のガイドラ インを以下,「ガイドライン」と略す)が行われた.

しかし,改訂された「ガイドライン」をもってしても, なかなか要援護者の個人情報の共有が地域において進ま ないのが現状である<sup>4)</sup>.そこで,ガイドラインの解説書 として,災害時要援護者避難支援研究会が2006年に『高 齢者・障害者の災害時の避難支援のポイント』<sup>5)</sup>を作成 (以下,「研究会テキスト」と略す)し,さらに,この ガイドラインの手引きとして、災害時要援護者の避難支 援における福祉と防災との連携に関する検討会が2007 年に『災害時要援護者対策の進め方について~避難支援 ガイドラインのポイントと先進的取組事例~』<sup>6</sup>(以下, 「検討会テキスト」と略す)を作成している.最近の動

きについては補注(11)を参照されたい.

# (2) 内閣府第 20 次 国民生活審議会個人情報保護部会a) 個人情報保護に対する過剰反応

ここでは,内閣府第20次国民生活審議会個人情報保護 部会でなされた議論等の整理を行う.以下においては, 個人情報保護部会の議事内容は〔第 回個人情報保護部 会( 年 月 日)〕という形で引用することにする.

内閣府が行った,個人情報保護法の運用に関する実態 調査結果〔第5回個人情報保護部会(2006年4月7日) 資料 3-1〕によると,「地域の自治会・防災会で,防災 弱者の名簿が作れないなど,生命,身体や財産保護のた め共有されるべき情報が,本人の同意がないことや第三 者提供を理由に共有できない状況が各地である」とか,

「市町村が行う独居,寝たきり高齢者らの実態調査は, 安否確認などの福祉サービスの提供や統計のとりまと め,高齢者の名簿づくりに活用されるが,調査を担当す る民生委員に対して,保護法を理由に情報の提供を拒む 高齢者や家族が増えている」といった,地域における個 人情報収集の担い手の苦労が伺える.

## b) 個人情報保護に関する世論調査

地域においては、個人情報保護に関してどのような認 識を持っているのであろうか.内閣府が行った個人情報 保護に関する世論調査〔第13回個人情報保護部会(2007 年2月2日)資料 3-2〕<sup>(1)</sup>を見てみることにする.

個人情報保護問題への関心度については,「関心がある」<sup>(2)</sup>とする者の割合が 73.5%,2005 年 4 月に施行された個人情報保護法の周知度については,「知っている」と答えた者の割合が 79.9%と,関心度ならびに保護法の周知度については高い割合を示している.

法の内容についての理解度としては,個人情報とプラ イバシーについてが 66.1%,同意を必要としない場合 についてが 40.0%,名簿の作成・配布についてが 55.4 %,本人関与の仕組みについてが 55.5%,といった割 合で「知っている」と答えている.

個人情報の取り扱いに対する不安については,情報漏 えいについてが 71.1%,目的外の利用についてが 69.6 %,第三者への提供についてが 72.6%,知らぬ間の取 得についてが 69.8%,といった割合で「感じる」と答 えている.

他人に知られたくない個人情報としては,要援護者支援台帳に記載されることが想定される情報に限定をしているものの,家族構成,結婚歴,離婚歴などが49.5%,現住所,電話番号が48.6%,病歴,身体の障害などが40.9%,生年月日,年齢が34.7%,といった割合となっている.

自治会や同窓会などの名簿掲載を拒否した経験の有無 および理由について、「ある」と答えた者が 10.6%の 割合でおり、その理由としては、自治会や同窓会などの 活動の利点(メリット)が感じられず、これらの活動か ら距離を置きたいからが 7.8%、ほかの会員から希望し ない商品や、サービスの勧誘を受けるなど、本来の目的 と異なる使い方をされるおそれがあるからが 43.2%, 名簿が流出し、自分の個人情報が漏れる可能性があるか らが 45.8%となっている. 法律の影響については,名簿作成の中止による日常生 活の不便さについて,51.1%の割合で「感じる」<sup>(3)</sup> と答えている.

防災・防犯のための個人情報の共有・活用のあり方と して、「防災、防犯のためであれば、積極的に個人情報 を共有・活用すべき」が 29.3%、「防災、防犯のため であれば、必要最小限の範囲内で個人情報を共有・活用 してもよい」が 59.5%と非常に高い割合を示している. ここまでの結果を見て、以下のことがいえよう.

①個人情報保護に対する関心は高いが,法の内容の理 解度については、5 割前後にとどまっていることからし て、国民のすべてが正確な知識を十分有しているとは限 らない(かつ、「知っている」と答えている人が本当に 正しい知識を有しているかどうかもこの調査結果では分 からない). ②基本的に、個人情報の取り扱いに対する 不安は高く,要援護者支援台帳に記載されそうな情報は、 知られたくない情報が多い. ③ところが、個人情報保護 を強調しすぎることで不便を感じることもあり、防災・ 防犯のためには個人情報の共有・活用をしてもよいとも 感じている.

①から、個人情報保護に対する過剰反応の原因の一つとして、法制度の周知不徹底が考えられる.あいまいな事柄で、かつ、それによってネガティブな影響がもたらされうる場合には、人間は心理的に萎縮してしまう.②と③を見る限りは、要援護者の個人情報の共有について「総論賛成・各論反対」的な見解がとられていると考えてよいであろう.

#### (3) 国勢調査との比較

国勢調査は、地域(の国勢調査員)によって個人情報 が収集されているというところに共通点がある.国勢調 査を実施する際にも、要援護者の個人情報の収集に際す る類似の問題・悩みを抱えている点において、参考にな りうる.

国勢調査というのは「統計法」に基づく調査であって, 国民が情報を提供するのは法的な義務である.かつ,国 勢調査によって集められた個人情報は統計法自身で秘密 が保持されるようになっているので,個人情報保護法制 の適用を受けない.ちなみに,国勢調査によって得られ たデータは,防災対策や防災計画にも活用されており, データをもとに被災地の被災状況や復興状況を把握した り,被災者数を割り出したりしている<sup>7)</sup>.

第 18 回国勢調査(2005 年 10 月より実施)は,2005 年4月に施行された個人情報保護法の影響をモロに受け た調査であった.国勢調査に対する忌避,調査員に対す る苦情,調査内容に対する苦情に加え,調査員自身が有 する苦情や苦悩がメディアを通じて伝えられた<sup>8)</sup>.

原因の一つとして,なぜ国勢調査に協力しなければな らないのかが理解されていない点が取り上げられる.す なわち,①国勢調査に基づくデータがどれだけ自己に対 して利益となっているのか,②国勢調査に協力するのは 法的な義務であって,かつ,個人情報保護法に基づいて 協力を拒否することはできない,という点を理解しても らうことが困難であった<sup>7)</sup>.個人情報の収集・共有につ き,いくら法的に「お墨付き」が与えられたとしても, 個人情報を収集される側の理解度が足りない,あるいは, 個人情報の収集の担い手に説明能力やコミュニケーショ ン能力がなければ,十分な成果を上げることができない と言うことである.

また、国勢調査は、基本的には、国勢調査員が世帯に

個別的に訪問して,調査票を配布し収集するスタイルを とっている.このような調査員による対面方式の調査は, 地域コミュニティーが成り立っていることを前提として いた.しかし,調査員が地元の顔見知りだと「見られた くない」「知られたくない」という声が高まり,逆に地 元以外の人間を調査員にすると,「見ず知らずの人は信 用できない」という声も出てくることから,「調査環境 の悪化」が懸念されている<sup>9</sup>.

情報の提供を法的に義務づけている国勢調査でさえ, 個人情報の収集が難航しているのであるから,要援護者 の個人情報の収集・共有について,いくら法的にお墨付 きを与えただけでは,問題の解決にはならないと言うこ とを示している(6. (2)参照).ここまで見てみると, 個人情報の共有・管理がきちんとできていても,個人情 報収集の入り口で挫折しているのがよく分かる.

### 3. 議論の再構成の必要性—地域という視点から

#### (1) 公法学からの懸念

公法学者である山下淳は,要援護者の個人情報の共有 がもたらしうる問題点を指摘するとともに,あり得べき 共有の姿についてもヒントを与えてくれている.

山下淳は、行政組織による目的外利用に対しては「こ れまで縦割りの行政組織内で業務に関連して断片的にの み保有させることで、いわば反射的に保護されてきた個 人情報が、安全・安心のもとで融合化されつつある」と 指摘することで,他方,行政組織による第三者提供に対 しては「これまで行政機関の中に個人情報を閉じこめて おくことで保護を図ろうとしてきた枠組みから一転し て,行政機関が個人情報を協働のネットワークに積極的 に出すことが求められるようになっている」と指摘する ことで、要援護者の個人情報の共有という社会的要請に よって,従来確保されてきた個人情報保護の歯止めが崩 れつつあることを懸念している.また,「住民の個人情 報が、法制上守秘義務が課せられた行政職員だけではな く, 普通の住民にまでさらされざるを得ない状況が生じ ている」とし、個人情報の地域内における共有によって、 プライバシーの問題が地域レベルに拡大しつつあること を示唆している<sup>10)</sup>.

山下淳は、地域に自分のプライバシーがさらけ出され る危険性以外にも、以下のコメントにあるように、個人 情報の共有をきっかけに国家・地域ネットワークによる 管理・依存がより強化されるのではないか、地域・個人 が過度の統制を受けるのではないかという懸念も示して いる<sup>11)</sup>.

「『地域が地域に暮らしている人の情報を把握できないんだ,仕方がないじゃないか』といわれるかもしれません…だからといって行政からの情報提供に依存してよいのでしょうか」

「地域の課題解決を,行政中心の仕組みから,地域(住 民)中心の仕組みに変えていく方向へと動いています. しかし,その結果,行政に下支えられた共助,行政に依 存した地域作りになってしまう危険性とも紙一重なので す」

「支援を必要とする人たちを,『一人前の自立した個人』とみないで,たんに『サービスの受け手』にしてしまうことは許されることではない…」

「『自分(たち)のことは自分(たち)で考え,選択

する』という『当事者主義』の視点が希薄ではないか, と感じるのです」

「要援護者や地域の当事者性を最大限尊重した仕組み を作り上げないといけない…」

もともと、プライバシー権とは、①自分の私生活を他 人から覗き見されず第三者に対して暴露されないことを 保護内容とし、②加害者の不法行為責任を追及する根拠 となる民事法上の権利、として捉えられてきた.しかし ながら、高度情報化社会の到来によって、政府とか企業 のさまざまな機関や部署が個人情報を体系的なデータと して蓄積し、それを個人に対する支配や管理、あるいは ビジネス活動のために利用するようになる.巨大組織が このような能力を獲得したことで、個人は1人の人間と してではなく、ますます組織体の単なる部品、あるいは 徹底して操作し管理する対象として使われるようになっ た.こういった、人間の「道具化」に対抗して「人格」 を守るためには、従来のプライバシー権だけでは不十分 で、それに加えて「プライバシー権=自己情報コントロ ール権」という理解が広く支持されるようになった<sup>(4)12</sup>

このようにプライバシーの問題というのは2つの側面 を有しているといえる.山下淳は,結局のところ,個人 情報の共有を地域に押し進めることで,①地域内の周り に住んでいる住民に自分のプライバシーが暴露されない かという「古典的なプライバシー権」の問題と,②行政 あるいは地域でそのような個人情報を共有・管理するこ とで人間が道具化されないかという「自己情報コントロ ール権」の問題の双方について指摘をしたことになる.

#### (2) トップダウン的な思考からの脱却

要援護者の情報共有のあり方というのは、いってみれ ば、自然災害時における生命の保護という公共問題に対 する施策のあり方である.果たして当事者(実施の担い 手である地域あるいは要援護者本人)が、施策の「主人 公」として取り扱われているのだろうか.単に、施策に 基づく管理の対象としてしか見られていないだろうか. ともすると、これまでのガイドラインならびに解説用テ キストは、要援護者の個人情報保護・共有について、実 は「行政から見た個人情報保護・共有」という視点から 論じてきたのではないだろうか.

鍵屋一は、研究会テキストにおいて「当事者主権」という言葉を用いている。その内容は、「当事者に問いかける」というものである<sup>5)</sup>.また、山下淳もさきほど述べたように、「当事者主義」の視点であるとか、「要援護者や地域の当事者性」を重要視している<sup>11)</sup>.

こういった「当事者主義」「当事者主権」という発想 は、もとをたどれば憲法 13 条から導き出される「個人の 尊重」や「自己決定権」から派生するものだと考えるこ ともできる<sup>13)</sup>.また、自然災害と国家の関係について論 じている小山剛のいう「自己決定モデル」とも親近性が ある<sup>14)15)</sup>.

地域や個人が単なる管理の対象に貶められるのではな いかという懸念は、行政→地域というトップダウン的な 思考からの脱却を図り、防災施策の主役が地域(住民) にあることを前提とした、ボトムアップ的(いわば「草 の根的」)あるいは地域自律的な情報共有手法ならびに 問題解決手法を構築していくことで、克服されるのでは ないだろうか.同時に、要援護者の個人情報保護・共有 のあり方も「地域から見た個人情報保護・共有」という 視点から再構成する必要性が出てこよう.

## 4. 地域の避難支援の担い手から見た個人情報保 護法制の再整理

## (1) 個人情報保護に関する法的規制・法的担保

#### a) 地域に対する法的規制・法的担保<sup>1)</sup>

地域における避難支援の担い手たちは、個人情報保護 法上の事業者にあたるものの、5000件以上の個人情報を 取り扱うと言うことはほとんどないであろうから、その 限りにおいて個人情報保護法の適用を受けない.

市町村<sup>(5)</sup>から個人情報を提供される場合には,市町 村の個人情報保護条例が関係してくるが,個人情報の提 供先(=地域における担い手)に対して,「使用目的な らびに使用方法についての制限や適正な取扱を確保する ための措置」がとられるに過ぎない.

また、地域における担い手の一つとして民生委員がお り、守秘義務が課せられているものの〔民生委員法 15 条〕,それに対する直接的な罰則は存在しない(ただし, 民生委員の解嘱〔同法 11 条 2 号〕という間接的なペナル ティーはある).

このように、地域における個人情報の共有は、地域に おける避難支援の担い手に対する法的規制・法的拘束が 乏しいままで行われようとしているのが事実である.

## b) 自治体の個人情報保護条例の活用

ただし,現在,個人情報保護法における法的規制・法 的拘束を上回る条項を設けている自治体もある.たとえ ば,「東京都個人情報の保護に関する条例」は,第8章

(27条~29条)に「民間部門の個人情報の保護」を規定 している.そこでは、事業者が取り扱う個人情報の量を 問わず責務を課している.要するに、個人情報保護法の 適用対象外である 5000 件未満の事業者に対しても、法的 な拘束力を及ぼすことができることになっている.とい うことは、地域における避難支援の担い手、特に自主防 災組織に対しても適用が可能だと言うことである.具体 的には、東京都は事業者の個人情報の取扱いについての 苦情処理を行うことになっており(29条の2),苦情処 理の実効性を担保するため、事業者に対して、必要に応 じて調査、助言、勧告、情報提供などを行うことになっ ている(29条の3,4)<sup>16</sup>.

その他、「大阪府個人情報保護条例」も同様に、大阪 府が苦情相談を行った上で、事業者に対して、必要に応 じて指導・助言、勧告、事実の公表を行うことになって いる(47~53条).また、「大阪市個人情報保護条例」 にも同様の規定が存在している(49~52条).

このような,事業者に関する苦情処理手続は,すべて の都道府県・市町村において整備がされているわけでは ないが,守秘義務あるいはプライバシー確保の担保手段 の一つとして活用が期待できる.それ以上に,要援護者 本人の自己情報コントロール権の実効的確保にもつなが る.

## (2) 地域から見た個人情報保護法の再検討<sup>17)18)</sup> a) 個人情報保護法を検討する意義

先ほども述べたように、地域の避難支援の担い手は、 個人情報の取扱件数が少ないことから、個人情報保護法 の適用を受けない.しかし、個人情報保護法の内容に沿 った運用が求められているのは確かであって、少なくと も、地域の避難支援の担い手に対してどのような対応が 求められているかを知っておくことは無意味ではない. ここでは、地域の避難支援の担い手が行う個人情報の目 的外利用・第三者提供ならびに収集について、法制度上 どのような要請を受けるのかについて言及する(地域に おける個人情報保護の複雑さにつき補注(6)参照).

#### b) 個人情報の目的外利用・第三者提供

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、「本人の同意を得ない」目的外利用ならびに第三者提供が制限されている(16条1項・23条1項).

ただし、「法令に基づく場合」(16 条 3 項 1 号・23 条 1 項 1 号)と「人の生命,身体又は財産の保護のため に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困 難であるとき」(16 条 3 項 2 号・23 条 1 項 2 号)には、 本人の同意を得ないで目的外利用・第三者提供をするこ とができることになっている.

1 号にいう,「法令に基づく場合」とは,市町村の条 例等を根拠に,地域の避難支援の担い手であっても,同 意を得ずに個人情報を目的外利用・第三者提供できる場 合があるということである.たとえば,市町村が条例を 制定し要援護者の個人情報を地域から半ば義務的に収集 するというケースが挙げられよう.

2 号にいう、「本人の同意を得ることが困難であると き」とは、災害前の平常時に何度説得を試みても同意を 得られないという意味も含まれうるが(6.(3)参照)、 「必要がある場合」という文言を鑑みると、災害時にお いて、本人の安否が不明で物理的に本人の同意を得るこ とが不可能という意味で解するべきであろう.

個人情報保護法 23 条 4 項には,「次に掲げる場合にお いて,当該個人データの提供を受ける者は,前三項の規 定の適用については,第三者に該当しないものとする」 とあり,「個人データを特定の者との間で共同して利用 する場合であって,その旨並びに共同して利用される個 人データの項目,共同して利用する者の範囲,利用する 者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を 有する者の氏名又は名称について,あらかじめ,本人に 通知し,又は本人が容易に知り得る状態に置いていると き」(3号)がそれに該当するとある.

たとえば、金融機関同士、旅行業同士、あるいは病院 と訪問看護ステーション間で、個人データを共同利用す る場合、それを第三者提供に該当するとして、本人の同 意を得ることを義務づけると、同意を得る手続が煩雑な り、グループ間での個人データの合理的な共同利用が阻 害されるおそれがあることから、この条文は設けられた. そうすると一見は、自治体一地域、ならびに地域間で 個人情報を共有する場合も、この規定を活用すれば、同 意を得なくていいのであるから円滑に個人情報を共有で きそうな感じがする.ただし、①要援護者本人の意思を 尊重すべきである、②この条項に該当するケースは、事 業者相互間でそれ相当のデータ共有・管理システムが確 立しているのを前提としている、③要援護者の個人情報 は地域において共有される、という点を考慮すると、そ う簡単に適用できる条項ではないということになる.

## c) 個人情報の収集

個人情報の収集という場面において,個人情報保護法 17条には、「個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の 手段により個人情報を取得してはならない」とあり、本 人の同意を得ないで個人情報を収集しようとする場合に は、適法かつ適正な手段によって収集されるべきことが 要請されている.

「本人の同意を得ないまま」本人以外から情報を収集

しようとする場合には、本人以外の情報提供元から「第 三者提供」を受けるということになる。そうなると、市 町村から情報提供を受けようとする場合には「市町村の 個人情報保護条例」に基づいて、地域の別の避難支援の 担い手から情報提供を受けようとする場合には「個人情 報保護法」に基づいて、かような第三者提供が許される か否かという判断が、個人情報の収集の適法性・適正性 の判断に影響するであろう。

結局のところ,地域の避難支援の担い手が要援護者の 個人情報を「災害前に本人の同意を得ることなく」収集 ・共有しようとするのであれば,法令に基づく根拠付け が必要と言うことになろう(6. (2)参照).

#### (3) 守秘義務(罰則規定の創設)をめぐる問題

個人情報保護部会において、「関係機関情報共有方式 を担保していく上で、民生委員には法的に課されている 守秘義務がありますけれども、その他の自主防災組織等 で活躍されている皆様に守秘義務の担保あるいは個人情 報の尊重に関する担保をしていくためには、そうした面 での条例化とか法制度の裏付け等がなければいけないの ではないか」〔第 12 回個人情報保護部会(2006 年 12 月 8 日)議事録〕という意見が見られている.

地域の避難支援の担い手に対しても守秘義務を設ける べきだとする背景としては、地域における避難支援の担 い手に対しては、個人情報保護に関する法的規制・法的 拘束が十分になされ得ないのだという問題認識に起因し ている.

守秘義務を設けるというが、その担保手段として罰則 も設けるということになる.ところで、地域がそのよう なプレッシャーにたえることができるのであろうか.守 秘義務の内容が漠然なままであれば余計に萎縮してしま うし、「職務上知り得た秘密を守る」ことがその内容で あるといっても<sup>19)</sup>、個人情報の収集・共有のあり方(ル ール)を確立しないと、守れるものも守れない.

実際に、地域の避難支援の担い手に対して守秘義務を 課し、その上で守秘義務違反に罰則を設けるのであれば、 自治体の個人情報保護条例の罰則規定を適用するという 方途が考えられる.その場合、民生委員や消防団に対し ては適用可能性があるが、自主防災組織については独自 に法令を作成しない限りは難しい.

罰則が設けられない代わりに,市町村が地域の避難支援の担い手に情報を提供する際に誓約書や念書を提出してもらうという動きも見られるが,こちらも,具体的な個人情報の収集・共有のあり方(ルール)を確立しないと,プレッシャーが地域に負荷されるだけである.

守秘義務といわれるものが一体どのようにすれば遵守 できる(違反しない)という,個人情報の収集・共有の あり方(ルール)を確立しないままに,うわべだけの義 務づけをしたところで何の解決にもなっていない.その 程度での守秘義務というのは結局のところ,いったん個 人情報を地域に提供してしまった市町村の責任逃れの口 実としてしか機能しない.

そもそも、守秘義務が設けられるのは要援護者の個人 情報(あるいはプライバシー)を保護するためであり、 しかも、守秘義務違反にかかる罰則規定というのは、守 秘義務を確保するための一手法に過ぎないのであって、 罰則規定を設けることをあたかも至上命題と化してはな らない.罰則でがんじがらめにされることによって、地 域が管理・統制されるようなことがあってはならない. あくまでも事後的なペナルティーではなくて、事前の予 防が大事なのである.

では、どのようにして、個人情報の収集・共有のあり 方(ルール)を確立すべきかについては、結論をいえば、 地域内でのコンセンサスによって確立されるべきだと言 うことになる(7. (5)参照).また、プライバシーの 遵守も自主的に行われるべきということになる.

以下においては,要援護者の個人情報の収集・共有の あり方(ルール)を避難支援の担い手(特に地域)で作 り上げる際の悩みをピックアップしながら,検討してい くことにする.

#### 5. 当事者の悩み1-どこに要援護者がいるのか

#### (1) 要援護者存在情報と要援護者支援情報の区別<sup>1)</sup>

個人情報の収集や共有のあり方(ルール)を考えるに あたっては,要援護者の個人情報を「要援護者存在情報」 と「要援護者支援情報」に分けると整理がしやすくなる. 具体的には以下のような分類が行われる.

#### 要援護者存在情報(以下,「存在情報」と略す)

要援護者の氏名 住所 性別 生年月日 連絡先 要援護者であることを示す情報

## 要援護者支援情報(以下、「支援情報」と略す)

要援護者の避難場所 避難経路 避難後の医療・福 祉的配慮の必要性

避難支援者の氏名 住所 支援可能な時間帯

要援護者の避難支援の第一歩は、どこに要援護者がい るのかという存在情報を入手することから始まる.存在 情報は、要援護者にアプローチを試みるためには不可欠 な情報である.そして、支援情報も記載されて始めて、 避難支援台帳が「完成」したとみなされ、要援護者本人 の避難支援体制が整ったといえる.そして、地域内の要 援護者に対する避難支援体制が整ったところで、「防災 ネットワーク」が完成したということになる.

存在情報と支援情報の違いであるが、存在情報については本人の同意を得ないで共有することが許される場合があるが、支援情報にいたっては、本人の同意を得なければ収集・共有することはできないという点にある.

北海道室蘭市では存在情報を「第一次情報」と名付け, 地域に提供している.そして,要援護者の意思確認を終 えた時点で市に返却することにしている<sup>の</sup>.

要援護者の存在情報の把握は情報共有の第一歩である. 避難支援の担い手が要援護者を把握する方法としては以下の3つの方法がある.実は,ガイドライン等で提示している3方式というのは,存在情報の収集・共有の仕方についての方式なのである.

### (2) 個人情報(存在情報)の収集・共有の3方式

#### a) 同意方式(=「ローラー作戦」)

要援護者のもとを訪れ、本人の同意を得てから個人情報を入手する方式. 堅実な方式だが、調査対象が不在・ 居留守の場合はどうしようもないし、調査対象が多すぎる、あるいは情報収集の担い手が少なすぎると、ローラー作戦は不完全なものとなってしまう.また、調査の担い手と要援護者との関係性にも影響される(5.(3)参照)<sup>(6)</sup>.

b) 手上げ方式(=「呼びかけ作戦」)

避難支援の担い手による広報・呼びかけを通じて要援 護者が自主的に存在を知らせてくれる方式.理想的な方 式だが,要援護者自身が,①避難支援制度の存在を認識 する+②自分が要援護者であることを認識する,という 条件が満たされて始めて,自主的に「手上げ」をしてく れることになる.これらの①②を満たすには,日ごろか らの広報や防災教育が必要となる<sup>21)</sup>.

#### c) 関係機関共有方式(=「ピンポイント作戦」)

同意方式は、調査対象地域における不特定多数の人間 を対象に戸別訪問調査するが、関係機関共有方式となる と、あらかじめどこに要援護者がいるのかが分かってい るので、「ピンポイント作戦」になる.そうすることに よって、情報収集の担い手の負担が軽減される.ただし、 自治体の実施機関が保有する個人情報の目的外利用・第 三者提供をいかにして合法化するかという問題が残って いる(6. (2)参照).

個人情報の収集・共有は本人の意思が尊重されること が原則なので、同意方式・手上げ方式を基本にしながら、 補完的に関係機関共有方式を採用するというスタイルが 基本となると考える.ただし、同意方式・手上げ方式で はうまくいかない地域では、関係機関共有方式を前面に 押し出すというやり方も考えられる.これらの3つの方 式の組み合わせをいかにするかであるが、後述の7.(4) a)を参照されたい.

#### (3) いかにして要援護者から同意を得るのか

実際に,避難支援の担い手が要援護者の所在を知り, 本人とアプローチをとることができたとしても,本人か らの同意が得られない場合がある.それには以下のよう な原因が考えられる.

- なぜ自分の情報が収集されなければならないのか についての無理解
- →「なぜこんなことで情報を収集しようとするのか」
- ② 勝手に自分の情報が利用・提供されていることに 対する不満感
- →「なぜ自分がここにいることが分かったのか」
- ③ 自分の情報が地域に漏れてしまう、悪用されてしまうことへの不安感
- →「地域に情報が漏れないか 犯罪に悪用されないか」

これらの原因は、個人情報保護法制の趣旨、要援護者 の情報を収集・共有することの意義・必要性や、個人情 報がきちんと管理されるということを丁寧に説明してい くことで、解消されていくと思われる<sup>(7)</sup>.

本人からの同意というのは,避難支援の担い手と要援 護者との信頼関係があって始めて得られるものである. 要援護者の無理解・不満・不安を解消する仕組みとして, 情報収集の担い手に適切な対人能力・説明能力を付けて もらうために,事前に「想定問答集」を作成しておくと か,「ロールプレイング」を行うという方法が考えられ る<sup>22)</sup>.また,本人に直接説明を行うという方法以外にも, 事業等に関連して広く広報や情報提供をすることで同意 を得られるようにするという方途も考えられる<sup>10)</sup>.

# 6. 当事者の悩み2—法的制裁を受けるのではないか

#### 問題の所在

個人情報保護については、最近になって法整備が行わ れたばかりであり、実際のところ、①いかにして個人情 報の収集・共有を法的に正当化するのか、②それをどの ように地域や要援護者に「説明」するのかが市町村や地 域における避難支援の担い手の負担になっていると思わ れる.市町村の中には、(組織的あるいは個人的に)個 人情報保護法制を理解し、それを地域や要援護者に説明 する能力が欠如しているゆえに、端から個人情報は出さ ないという市町村もあるであろう.そこで、正当化の根 拠や説得力のある説明の手法を提供する必要性がある.

避難支援の担い手にとっては、個人情報保護法制に抵 触して法的責任・法的制裁を受けるのではないかという 不安がつきまとう.これは、市町村だけではなく、地域 における避難支援の担い手も抱えている問題である.

## (2) なぜ個人情報を収集・共有できるのか—正当化の根 拠付け

個人情報保護の大原則として、本人の同意があれば個 人情報の収集・共有が可能である.したがって、「同意 方式」「手上げ方式」による収集・共有というのは、本 人の同意を得ている以上は法的には問題が発生しない (5. (3)のように、いかにして本人の同意を得るかと いう問題が残されているが).

収集・共有について問題が起こりうるのは,「本人の 同意を得ないで」目的外利用・第三者提供を行う場合で ある.もう一つ付け加えておくと,災害後の安否確認の 段階においては,生命・身体に対する危険が現在かつ明 確であるために,問題にはならない.結局のところ,災 害が発生する前に個人情報を共有しようとする場合に, 問題が起こりうる.ガイドラインにいう「関係機関共有 方式」によって,市町村が目的外利用・第三者提供を行 う場合が該当する.

自治体の個人情報保護条例を見ると、「特別の理由」 「相当の理由」「公益上の理由」があれば、「本人の同 意を得ない」目的外利用・第三者提供も可能になってい る<sup>(8)</sup>.

これらの理由に相当するか否かであるが,要援護者の 避難支援は生命・身体に関わる事項であり,かつ,自然 災害時には生命・身体に重篤な危害が及ぼされる可能性 が高いゆえに,災害前に情報を共有することについて公 共性があるといってよい.少なくとも,地域において要 援護者の所在確認が困難である場合は,「本人の同意を 得ない」で,要援護者の所在に関する情報(「存在情報」) を収集・共有することは許される.

そもそも、なぜ、要援護者本人の同意を得ない場合で も個人情報(「存在情報」)の共有が認められるのであ ろうか.憲法論からすると、一度は要援護者にアプロー チをかけ、生き残ることが困難であるという認識をして もらった上で、個人情報の共有に同意をすることで生き 残りを図るという選択肢を選ぶ「チャンス」が与えられ るべきである、という根拠付けができる.これは、憲法 13 条にいう、生命の保護と自己決定権の確保という両側 面を有していると思う<sup>15)</sup>.

実務的な側面からいえば、先ほども述べたように、ま ず、どこに要援護者が存在するのかが分からないとどう しようもない.存在情報の把握は、要援護者支援の「抜 け・漏れ・落ち」を防ぐためにも重要であり、「同意方 式」「手上げ方式」による情報収集が芳しくない場合に は、「関係機関共有方式」による存在情報の共有が求め られる.

正当化の方法としては、第一に、審議会の諮問を経た 上で了承を得るという方法があるし、実際のところ、自 治体の個人情報保護条例の運用・解釈にとどまらず、個 別の条例において個人情報の「目的外利用」「第三者提 供」を明文で認めているケースもある(「渋谷区震災対 策総合条例 36 条」)<sup>6)</sup>.正当化のされやすさであるが、 以前に災害が起こっているとか、災害が起こることが想 定される地域においては比較的コンセンサスが得られや すいし、そうでないところは、慎重な態度をとることが 予想される(7.(4)a)参照).

#### (3) 「本人の同意を得ない」という意味の再確認

「本人の同意を得ない」という意味は、事前に同意を 得ていない(「消極的な不同意」)という意味にとどま るのか、それとも、本人が積極的に個人情報の収集・共 有を一切拒絶(「積極的な不同意」)した場合でもあえ て収集・共有を行うという意味も含まれるのであろうか. 個人情報の収集・共有を本人から完全に拒絶された場合 の対応のあり方であるが、同意を得られない場合には、 地域レベルにおいて個人情報は原則消去されることにな る(存在情報も含めて).とはいえ、本人に拒絶された 場合でも、個人情報を市町村の内部にとどめ、要援護者 の存在情報として保管しておくことは、災害後の安否確 認のためにはあり得ることかも知れない.この場合は、 「情報共有の拒絶者リスト」という形ではあるが、デー タ保管されることになる.

## (4) 情報漏えいが起きた場合の対処法

避難支援の担い手が抱えているもう一つの不安は,も し、自分が保管している個人情報が漏えいしたらどのよ うな法的責任・法的制裁を受けるだろうか,ということ である.要援護者の情報共有・管理のルールを確立し, それを遵守していれば,法的責任・法的制裁が科せられ ることはないということを,避難支援の担い手に周知し ておくことが必要である.要するに,守秘義務の内容を 守っていたのにもかかわらず,個人情報が漏えいしてし まった場合には,法的責任・法的制裁から免れうるよう にしておかなければならない.

社会福祉協議会では、「社協の保険」として「個人情 報漏えい対応補償」があり、個人情報が漏えいしたこと により社会福祉協議会が法律上の賠償責任を負った場合 に補償を行う仕組みが存在する<sup>23)</sup>.そうすると、個人情 報漏えい保険の可能性についても検討の余地が出てくる が、ただ、このような仕組みを地域に普及させるにして も、①そんな形態の保険を誰が引き受けるのか、②誰が 費用を供出するのか、③個人情報の管理が適正であると いう判断をどのようにするのか、④保険に入っているこ とで個人情報漏えいに対する不安を解消する効果がある のか、といった問題は残されている.

## 7. 当事者の悩み3—要援護者に関する情報共有 ・管理のルールが確立していない

## (1) 「地域完結型」の共有・管理形態の可能性

ここからは、要援護者の個人情報を「なぜ」共有・管 理できるのかではなく、「どのように」共有・管理をす るのかという問題である.あくまでも私見であるが、極 端な話、地域で要援護者に関する情報が共有されさえす れば、自治体が必ずしも個人情報を収集・提供する必然 性はない<sup>(9)11)</sup>.市町村が個人情報を地域に提供するこ となく、個人情報の共有を地域だけで完結するというパ ターン(地域完結型)もあえて提示しておきたい.

行政の関わり方としては、①個人情報を出す・集める タイプ(積極的なパターンと補完的なパターン)と、② 情報は出さない・集めないが地域の力を後押しするタイ プがある.②をガイドラインでは想定していないパター ンとして「地域完結型」と名付けたい.

「地域完結型」の事例として、兵庫県洲本市は、市町 村は災害後の安否確認という段階でないと個人情報を提 供しない.基本的には、災害前においては、自主防災組 織・民生委員・社会福祉協議会による同意方式でのみ、 個人情報を収集しているのが実態である<sup>20)</sup>.和歌山県紀 伊勝浦町の北浜区では、自治会員が集めた個人情報は自 治会長しか見ることができないし、その他の避難支援の 担い手とも共有しない<sup>24)</sup>.また、大分県臼杵市の中津浦 地区は、市町村が個人情報を出さなくても、避難支援体 制を整備できている.そこでは、避難支援台帳も作らず、 個人に「防災カード」を持たせることによって、要援護 者の問題を解決している.

地域の避難支援の担い手による独自事業としては,民 生委員制度創設 90 周年記念事業として,「民生委員・児 童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を展開してい る.社会福祉協議会も共同でこの運動に取り組んでおり, その際には,防犯という側面も含めながら個人情報の収 集・共有,地域コミュニティーの充足化を図っている.

このように、地域が自主的に個人情報の共有に取り組 んでいるものの、大分県佐伯市の青山地区の話では、個 人情報の収集が自主防災組織と民生委員で別々に並行し て行われており、うまくヨコの連携がとれていないとい う.このあたり、市町村や社会福祉協議会がスーパーバ イザー的に情報収集の役割分担につき、調整を図るべき であろう.

## (2) どの範囲にまで情報を共有すればいいのか―共有 範囲の整理づけ

#### a) 存在情報と支援情報

存在情報で、かつ市町村の関係機関内部にとどまる部 分については、かなり広範囲に要援護者(予備軍を含む) を捉えておいてもよいと思う.個人情報の共有について 消極的な自治体であれ、まずは、実施機関内部における 共有から始めればいいのではないか.このレベルでの共 有は、災害後の安否確認の迅速化を図るためにも要請さ れる(7.(4)a)参照).以下のb)でも説明している ように、正当化がなされやすいし、どこの自治体でも目 的外利用ぐらいはやって欲しい.存在情報が、市町村以 外の第三者に提供される段階で、共有を認めるにあたっ て要件を厳格にすればよい(情報の管理の仕方について 徹底するなど).

支援情報は、要援護者本人とのアプローチを経て情報 を収集しなければならないし、情報の共有範囲も、本人 の意思を反映させなければならない.たとえば、東京都 板橋区では名簿の提供先を「登録者の選択制」としてい る<sup>6</sup>.

#### b) 目的外利用と第三者提供

関係機関共有方式といっても、そこでいう共有には「目 的外利用」「第三者提供」の2種類があるのは周知のこ とであるが、区別をしておく必要がある.

「目的外利用」は、市町村の関係機関内にとどまるた

め,情報漏えいのおそれが少ない.その分,目的外利用 は第三者提供と比べて,認められやすい.

それに対して、「第三者提供」は、地域に情報が共有 されるために、地域内での情報漏えいが起こらないよう な工夫が必要である.ただし、本人の同意を得ないまま で第三者提供ができるのは、市町村が地域に対して「存 在情報」を提供する場合に限られる.地域において個人 情報の共有・管理ルールが確立されていない間は、第三 者提供を認めるべきではないだろう.

## c) 避難支援の担い手による区別

要援護者情報は、目的に応じて、市町村用、民生委員 用、事業者用、自主防災組織用、避難支援者用などに分 けて、共有の範囲を調整することが望ましい<sup>5)</sup>.

避難支援システム全体の統括者として,個人情報を包括的に把握する,いわばスーパーバイザー的な立場であ れば,より広く個人情報を管理することになる.逆に, 避難支援者であれば,避難支援をすることが予定されて いる要援護者本人の情報だけを所有することになる.

市町村以外の地域の避難支援の担い手であっても,個人情報のセキュリティーが確保されている担い手には, 共有を認めやすくしてもよいであろう.

#### d) 時系列的な区別

ここにいう時系列的な区別とは、平常時における共有 範囲と災害時(あるいは災害切迫時)における共有範囲 の区別である.

東京都練馬区においては、平常時において、福祉部局 がすべての行政サービス情報をもとに要援護者名簿を作 成しておき、災害が切迫したときにいつでも防災担当部 局や防災機関に提供できるようにしている.また、一人 暮らし高齢者生活実態調査に基づいて、本人から同意を 得た上で平時から地域にも情報共有を図っている.ただ し、災害時に始めて名簿を使用することができることに なっている.

平常時におけるデータを災害時用のデータとして加工 し保管しておくということは無意味ではない.このよう な事業によって,それだけ,災害後の安否確認も進むこ とであろうし,練馬区のいうところの「避けられた死」 を防止するには有効な手法である〔第6回個人情報保護 部会(2006年4月24日)資料5〕.積極的な評価をする とすれば,地域における個人情報に対する意識の高さを 考慮,かつ,地域における個人情報の漏えいを警戒した 上での施策であろう(7. (4) a)参照).

ただし、災害後あるいは災害が切迫した段階で情報提 供が可能になると言うことは、いわゆる「避難準備情報」 の段階では、要援護者の個人情報が地域内において十分 に共有されないまま避難対策を講じざるを得ないと言う ことを意味している<sup>25)</sup>.

災害後あるいは災害が切迫した際に情報を提供するというが、緊急時に個人情報を提供できるのは当たり前のことであって、要援護者の個人情報の共有をめぐる議論というのは、平常時に、言い換えれば、常日頃から個人 情報の共有をどのようにすればよいのか、という議論であると言うことは確認しておくべき事柄である.

## (3) 個人情報の管理方法

これは、「個人情報をどのような形で保管するのか」 という問題である.

考えられる方式は、①紙媒体か電子媒体か、②「台帳 方式」か「マップ方式」かという区別が考えられる.こ のような台帳上のデータやマップ内のデータが簡単にア クセスできないように工夫するというのが常套手段であ ろう.少なくとも、「管理マニュアル」を作成しておい てそれを守ってさえいれば、仮に漏えいが起きたとして も法的責任から免除されるという風にしておけばよい. 「管理マニュアル」の作成手法を地域に提供することが 望まれる.

また,一度集めた情報の正確性をいかにして確保する かであるが,一度,本人からの同意を得ておけば,介護 保険制度等のデータ更新と連動させればよい.かつ,地 域内で日ごろから「まめに」声かけをしておくことも肝 要である.

#### (4) 個人情報の共有範囲を左右する要素

a) 地域的なコンセンサス・コミュニティーの形成度

災害が発生しているところでは、地域レベルでのコン センサスが形成されやすい、逆に、災害が発生したこと がないところで情報収集・共有をするには、自然災害リ スクの認識を普及させないと地域レベル(加えて個人レ ベル)でのコンセンサスが得られにくいであろう<sup>21)</sup>.室 崎益輝の「金庫方式」は、個人情報の共有についてのコ ンセンサス形成が困難な地域、すなわち、災害があまり 発生していない地域であるとか、プライバシーに対する 反応が敏感な地域においては、有効な共有・管理方式で あると評価できる.7.(2)d)で取り上げた東京都練馬 区の例は、ここにいう「金庫方式」に入る<sup>(10) 26)</sup>.

地域コミュニティーが成熟しているほど、同意方式・ 手上げ方式で把握できるし、市町村のサポートも助言的 なもので十分で、地域完結型の共有形態も可能である. 他方、地域コミュニティーが未発達なところでは、まず、 地域コミュニティーの成熟を図るか、行政による強い後 押しが必要となる.

## b) 人権の比較衡量という視点からの整理

要援護者の個人情報の共有という問題は、個人情報の 共有によって得られる人権法益と個人情報の保護によっ て得られる人権法益との比較衡量の問題であると考える こともできる.以下において、共有ならびに保護を促進 させる法益を示すことにする.

#### A 個人情報の共有を促進させる法益

(以下,「法益A」と略す) 自然災害による生命・身体へのリスク

#### B 個人情報の保護を促進させる法益

(以下,「法益B」と略す)
 自己情報コントロール権の侵害
 個人情報の漏えいによるプライバシー権の侵害
 個人情報の漏えいによる犯罪リスクの増加
 (=生命・身体・財産への不利益)

比較衡量ということなので,法益Aと法益Bを両天秤 にかけて,地域あるいは要援護者本人がより重要な法益 であると認識している側に,個人情報への対応が決定さ れていくということになる.要援護者の個人情報保護の 問題は,この両者をいかにして調和させるかにある.

法益Aを拡大させる要素としては、すでに地域におい て自然災害による被害を被っている、将来自然災害が到 来することが確実視されている(東海・東南海・南海地 震など),要援護者本人自身が自然災害時において非常 に脆弱である(重度の要介護者・障害者,難病患者など), といったことが挙げられよう. 法益Aを縮小させる要素としては、自然災害に対する リスクが低い、いざとなっても自分は逃げることができ ると思っている、といったことが挙げられよう.

法益Bを拡大させる要素としては、地域コミュニティ ーが未成熟である、普段からコミュニティーをとること に消極的、プライバシーあるいは犯罪リスクへの関心が 高い、といったことが挙げられよう.

法益Bを縮小させる要素としては、地域コミュニティーが成熟している、普段からコミュニティーをとること に積極的、地域における治安がよい、といったことが挙 げられよう.

このように捉えると、災害リスク意識の低い地域で情 報を共有させることの難しさが分かる.いかにして、人 権法益にかかる状況を的確に認識し、不安を解消してい くかが、要援護者の避難支援体制の確立には不可欠な事 柄である.自然災害に対するリスク認識をしてもらうこ とはいうまでもないが、たとえば、個人情報保護法制が 十分に理解されていないと、プライバシーに対する過剰 な反応が起こるだけではなく、プライバシーに対する過剰 な反応が起こるだけではなく、プライバシーに対する軽 視も起こりうる.また、地域の治安についても、地域防 犯を握るカギとなるのも、地域コミュニティーの充実で あることから、コミュニティーの重要性を認識してもら うことが重要である.

#### (5) 共有範囲・管理方法の決め方

個人情報の共有・管理のあり方であるが,3. (2)の ような「当事者主義」「当事者主権」という視点からす れば,どこまでの範囲で情報を共有するのか,どのよう な形で個人情報を保管していくのかといったことを,地 域内で話し合ってルール化していくことが重要である. 特に,自主防災組織内で情報を共有しようとする場合に 不可欠となろう.

かつ,個人情報の収集・共有の正当化は,「なぜ」収 集・共有するのかという視点に加えて,「どのように」 個人情報が共有され,安全性が確保されるかという,い わば「個人情報の共有・管理」のあり方によっても左右 されるということも忘れてはならない<sup>1)</sup>.

#### 8. 当事者の悩み4 — 避難支援のなり手がいない

避難支援者になりたがらない理由の一つとして,仮に, 避難支援者になったとして,災害時に避難支援をしなか った場合,法的な責任・制裁が科せられるのではないか という懸念を示していた住民もいた<sup>24)</sup>.

避難支援台帳に掲載される避難支援者というのは,法 的な義務づけを課すべきではなく,あくまでも「自発的 な登録」という性格に留めておくべきであろう.

要援護者の避難支援という問題の中間到達点は、ここ にあるといってよい(最終的には、避難後の医療・福祉 サービスの継続も課題として残されている<sup>3)5)</sup>).要援 護者がどこにいるのかだけではなく、要援護者の避難場 所・避難経路ならびに避難支援者が確保されているのか という「支援情報」が整備されないと何のために要援護 者の個人情報を集めているのかの意味が半減されてしま う.存在情報だけでは、要援護者支援という問題提起な らびに災害後の安否確認に役立つにとどまる. 要援護者の避難支援は、基本的には地域で解決すべき 問題である。自治体の役割は、要援護者の存在という問 題提起とその問題を地域において自主的に解決するため のヒントを提供することにある。情報共有・管理のあり 方については、さまざまなバージョンがあり得るので、 本稿においては地域の視点からあり得る選択肢のバージ ョンを網羅的に提示しようと試みた。

「当事者主義」「当事者主権」という言葉が登場して きたが、今後は、要援護者個人情報の共有・管理のルー ル作り、管理マニュアル等の作成プロセスに、どれだけ 当事者の参加を保障するのか、当事者を参加させる「場」 をどのようにして設定するのかが、実務的な課題となる. そういった場の中でこそ、避難支援者の問題も自ずと解 決の糸口が見えてくるのではないだろうか<sup>(11)</sup>.

#### 謝辞

本稿は、科学研究費補助金・基盤研究(B)2006~2008 年度「21世紀高齢・少子社会の公法学的実証的研究」(代表:竹中勲 同志社大学大学院司法研究科教授)ならび に文部科学省大都市大震災軽減化プロジェクト(大大特) Ⅲ-3成果普及事業「地域社会の防災力向上を目指した 自治体の防災プログラムの開発と普及」(代表:河田惠 昭 人と防災未来センター長)の研究成果の一部である.

また,大大特Ⅲ-3成果普及事業における戦略課題 「要援護者の避難対策も含めた総合的な津波避難対策の 提案」のメンバーである兵庫県・奈良県・和歌山県・三 重県の防災担当の方々には多忙にもかかわらず本稿の執 筆のためにヒヤリングのお時間を割いていただき,貴重 な資料を数多く頂いた.すべての方々に対しここに期し て感謝申し上げる.

## 補注

(1) 全国 20 歳以上の者から 3000 人を無作為に抽出している. 2006 年 9 月 21 日から 10 月 1 日にかけて調査された. 有効回収 数(率) は, 1811 人(60.4%)であった.

(2) 「関心がある」と答えた者には、「関心がある」「まあ関 心がある」と答えた者双方を含めている.

(3) 「感じる」と答えた者には、「強く感じる」「ある程度感 じる」と答えた者双方を含めている.

(4) これと関連して、住民基本台帳ネットワークもこのような 「自己情報コントロール権」が問題とされる事例である.

(5) ガイドラインならびに研究会テキストにおいては,「自治体の実施機関」という表現をしていたが,検討会テキストにおいては「市町村」へと変わっている.避難支援の実施主体としては,市町村としておいた方がより具体的なので,あえて市町村という表現を用いることにした.

(6) 兵庫県洲本市では、社会福祉協議会と民生委員が合同で毎 年4月に「高齢者世帯の実態調査」という地域ぐるみの「ロー ラー作戦」で高齢者を把握してきた.それが結果的に要援護者 (特に高齢者)の把握に役立った<sup>20)</sup>.このように、同意方式は、 本人の存在が地域における「周知の事実」である場合は、本人 の存在を知りながら同意を得ることになる.

地域において,要援護者が存在していることにつき,すでに 「周知の事実」であるからプライバシーの問題が生じない(生 じ得ない)といっても,自然発生的な周知であればいいが(普

9. むすび

段からのつきあい,地域活動への参加等),高齢者実態調査の ように、半分公的な組織による事業を通じて周知となった場合 (要援護者本人自体は、自主的・積極的にアプローチしたわけ ではない)はどうすればいいのか.下手をすると、社協や民生 委員・自主防災組織が「職務上知り得た秘密」をもとに台帳や 災害マップを作成しているといわれかねない.最悪の場合,地 域ぐるみで個人情報の流用を図っていると解釈されかねない. そのあたりが、地域における個人情報保護(プライバシー保護) のあいまいさであり、公法学者の視点からすれば、ここに「周 知の事実」の恐ろしさがあると思う.

(7) この中でも、②は情報共有方式を採用した場合に出て来そうな不満感である.民生委員が訪ねてくることについて、「なぜ民生委員として私を知ったのか」という質問が増えてきているという〔第5回個人情報保護部会(2006年4月7日)議事録〕.
(8) ガイドラインにおいては、本人の同意を得ない目的外利用・第三者提供は「明らかに本人の利益になるとき」に該当するので当然許されるとしているが、筆者としてはこの点においてもう少し丁寧な根拠付けを図りたいと考えている.実際に、本人に対して同意を得る場面においては、丁寧な根拠付けに基づいた説明の方が同意も得られやすいと言うこともその理由の一つである.

(9) 市町村が有しているデータを駆使しても、市町村のデータ 自身「抜け・漏れ・落ち」を完全に防げているとはいえない. 市町村によるデータはあくまでも、補完的なものとして考える べきである.

(10) 室崎益輝は,情報共有の形態として,要援護者がみずから 名乗り出る「お手上げ方式」,非常時だけ公表することを前提 に金庫等にしまっておく「金庫方式」,地域の人々が情報を持 ち寄ってつくる「手作り方式」を提唱している.

(11) 論文登載決定後の動きとして,2007年8月10日に,厚生 労働省は全国の都道府県・指定都市・中核市に災害時要援護者 の個人情報を民生委員などと共有できるような体制づくりを求 める通知(「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等 の円滑な実施について」)を出している.

通知の特徴として,①「ガイドライン」ならびに「検討会テ キスト」を踏まえた避難支援体制の構築を求めていること,② 避難支援の担い手の中でも民生委員を重視しており,円滑に要 援護者の安否確認が行えるように,民生委員に対する情報提供 を要請していること,③要援護者の個人情報を共有する者に対 する守秘義務の確保を求めていること,④市町村地域福祉計画 における要援護者支援方策の明記ならびに地域福祉等推進特別 支援事業(要援護者の避難支援体制の整備に対する助成事業) の活用を求めていること,が挙げられる.

## 参考文献

- 山崎栄一「災害時要援護者の避難支援に関する政策法務のあり方について」地域安全学会論文集 No.8 (2006 年) 323~ 332 頁.
- 2) 内閣府『(旧)災害時要援護者の避難支援ガイドライン』 (2005 年).
- 内閣府『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』(2006 年).
- 朝日新聞 2006 年 8 月 5 日 (朝刊) 29 面「災害時『要援護』
   の高齢・障害者 自治体の把握進まず 個人情報へ過剰反応原因」.
- 5) 災害時要援護者避難支援研究会編『高齢者・障害者の災害時の避難支援のポイント』ぎょうせい(2006 年).
- 6) 内閣府 災害時要援護者の避難支援における福祉と防災と

の連携に関する検討会『災害時要援護者対策の進め方について~避難支援ガイドラインのポイントと先進的取組事例 ~』(2007 年).

- (1) 田代則春「国勢調査をめぐる個人情報保護の問題」ESTRELA No.145 2006 年 4 月号 2~17 頁.
- 藤江昌嗣「国勢調査とプライバシー問題―統計調査における秘匿性と個人情報保護にかからせて―」クレジット研究

  36 号(2006年)24~48頁.
- 白石孝「国勢調査をめぐるプライバシー問題」都市問題 96
   巻 12 号 (2005 年) 19~23 頁.
- 10)山下淳「安心・安全のまちづくりと個人情報保護」月刊地方 自治職員研修 2006 年7月号14~17頁.
- 山下淳「地方自治ほっと NOW 災害時要援護者の支援と地域」ひょうご自治 2006 年 9 月号 9~10 頁.
- 12) 渋谷秀樹=赤坂正浩『憲法1 人権〔第3版〕』有斐閣ア ルマ(2007年).
- 13) 山崎栄一「被災者支援法制の将来像」日本公共政策学会予 稿論集(2007年)366~376頁.
- 14)小山剛「震災と国家の責務」公法研究 61 号(1999 年) 196
   ~205 頁.
- 15) 山崎栄一「日本における防災政策と基本権保護義務」大分 大学大学院福祉社会科学研究科紀要4号(2005年)49~64 頁.
- 16)小嶋正他『社会福祉・介護事業現場における個人情報保護 と情報共有の手引き』東京都社会福祉協議会(2005年).
- 17) 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第2版〕』有斐閣 (2005年).
- 18) 園部逸夫他『個人情報保護法の解説《改訂版》』ぎょうせい(2005 年).
- 19) 園部逸夫監修『注解法律学全集 5 国家公務員法 地方公務員法』青林書院(1997年).
- 20) 大都市大震災軽減化特別プロジェクト(大大特)Ⅲ-3,成 果普及事業「地域社会の防災力向上を目指した自治体防災 プログラムの開発と普及」,平成18年度分科会活動報告資 料集(人と防災未来センター),「要援護者対策も含めた 総合的な津波避難対策の提案」分科会,洲本調査(2006年 9月1日).
- 21) 越智祐子=立木茂雄「『災害時要援護度』概念構築の試み 一台風 23 号水害時における在宅人工呼吸器装着者の災害 リスク回避行動の分析から一」評論・社会科学 81 号(2006 年) 19~39 頁.
- 22) 山崎栄一「コラム 災害時要援護者と個人情報保護」河田 惠昭=林春男『巨大地震災害へのカウントダウン』東京法 令出版(2007年)(予定).
- 23) 全国社会福祉協議会『平成 19 年度 社協の保険の手引き』 http://www.fukushihoken.co.jp/pamphlet/shakyou.pdf.
- 24)大都市大震災軽減化特別プロジェクト(大大特)Ⅲ-3,成 果普及事業「地域社会の防災力向上を目指した自治体防災 プログラムの開発と普及」,平成18年度分科会活動報告資 料集(人と防災未来センター),「要援護者対策も含めた 総合的な津波避難対策の提案」分科会,那智勝浦調査(2006 年12月27日).
- 25)内閣府『避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン』(2005年).
- 26) 室崎益輝「『災害弱者』とコミュニティー防災」ガバナン ス No.42 (2004 年) 22~24 頁.

(原稿受付 2007.5.28) (登載決定 2007.7.28)